該当しないものに限る。）が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。

一　次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査を行うべきもの

二　定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの

三　次のいずれかに掲げるもの

イ　計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているものその他機械又は器具であつて特定廃棄物管理施設の使用時において技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの

ロ　特定廃棄物管理施設の使用時にその機械又は器具を検査することにより特定廃棄物管理施設の保安の確保に支障を来さないもの

3　特定廃棄物管理施設についての次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより特定廃棄物管理施設の使用時における特定廃棄物管理施設の保安の確保に支障を来さないものにあつては、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する時期よりも前の時期に行うことができる。

4　次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。

一　使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

二　災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

5　前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　特定廃棄物管理施設を設置した事業所の名称及び所在地

三　直近の定期事業者検査が終了した年月日

四　定期事業者検査開始希望年月日及びその理由

6　前項の申請書には、申請に係る特定廃棄物管理施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

7　第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（定期事業者検査の実施）

第十三条　定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二　試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

2　前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該特定廃棄物管理施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

3　前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一　特定廃棄物管理施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

四　溶接工程表

五　検査を受けようとする事項、期日及び場所

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施行法（以下「溶接施行方法」という。）並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書

二　検査を受けようとする容器又は管の構造図

三　溶接部の設計図

3　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（溶接検査の実施）

第十三条　法第五十一条の九第一項の検査（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるときごとに行う。

一　溶接作業を行うとき（第十一条第三号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合及び溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況を勘案して、原子力規制委員会が支障がないものと認めて承認した場合を除く。）。

二　法第五十一条の九第三項第二号に規定する技術上の基準（以下「溶接の技術基準」という。）により非破壊試験を必要とする溶接部については、非破壊試験を行うことができる状態になつたとき。

三　溶接の技術基準により機械試験を必要とする突合せ溶接部については、機械試験を行うことができる状態になつたとき。